

市第27号議案

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例の制定

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整備に関する条例

（横浜市一般職職員の定年等に関する条例の一部改正）

第 1 条 横浜市一般職職員の定年等に関する条例（昭和58年 3 月横
浜市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 定年制度（第 2 条—第 5 条）

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条—第11条）

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第 5 章 雑則（第14条）

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「）第28条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第28条の 3
」を「。以下「法」という。）第22条の 4 第 1 項及び第 2 項、第
22条の 5 第 1 項、第28条の 2、第28条の 5、第28条の 6 第 1 項及

び第 2 項並びに第 28 条の 7」に改める。

第 1 条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「認めるときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その」を「当該」に、「職務」を「定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第 9 条の規定により異動期間（同条第 1 項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第 6 条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

第 4 条第 1 項第 1 号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第 2 号中「、その」を「、当該」

に、「よる」を「より生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第 3 号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第 2 項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第 3 項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第 4 項中「任命権者は」の次に「、第 1 項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第 2 項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第 1 項の事由が存しなくなった」を「第 1 項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の 3 章を加える。

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第 6 条 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める職は、横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月横浜市条例第 15 号）第 18 条の 2 第 1 項及び横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 28 年 4 月横浜市条例第 27 号）第 12 条に規定する管理職手当を支給される職員が占める職（別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第 7 条 法第28条の 2 第 1 項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢 60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第 8 条 任命権者は、法第28条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の 3、第27条第 1 項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の 2 第 1 項第 5 号に規定する標準職務遂行能力（次条第 3 項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合に

は、第 1 号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第 9 条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の 4 月 1 日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第 3 項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

と。

- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に

達した職員を除く。) の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第 5 章 雑則

(雑則)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の 3 項を加える。

(定年に関する経過措置)

7 令和 5 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日までの間における第 3 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日まで	61年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで	62年
令和 9 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで	63年
令和11年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで	64年

8 令和 5 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日までの間において、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年 月横浜市条例第 号。以下「令和 4 年改正条例」という。）第 1 条の規定による改正前の第 3 条ただし書に規定する職員に対する第 3 条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで	65年
--------------------------------	-----

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 9 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和 4 年改正条例第 1 条の規定による改正前の第 3 条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢 60 年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 6 条）

- (1) 病院及び診療所
- (2) 保健所及び福祉保健センター
- (3) 社会福祉施設

(4) 前 3 号に定める施設以外の施設等で、医療業務を担当する
部署等のあるもの

(横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正
)

第 2 条 横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成
17年 2 月横浜市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改め
る。

(横浜市一般職職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改
正)

第 3 条 横浜市一般職職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭
和 26 年 12 月横浜市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「範囲内で、」を「期間、その発令の日に受け
る」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれ
に対する地域手当の合計額の 10 分の 1 に相当する額を超えると
きは、当該額を減ずるものとする。

(公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する条例の一部改正
)

第 4 条 公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する条例（平成
13 年 12 月横浜市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(4) 横浜市一般職職員の定年等に関する条例第 9 条の規定によ
り異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を
延長された管理監督職を占める職員

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第 5 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年 3 月横浜市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 4 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項の規定により採用された者を除く。）」を削り、同項第 3 号中「地方公務員法第22条に」を「地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第22条に」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 横浜市一般職職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(横浜市職員定数条例の一部改正)

第 6 条 横浜市職員定数条例（昭和28年 4 月横浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項第 7 号」を「前項第 7 号」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第 261 号）」を加え、同項を同条第 3 項とする。

(横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 7 条 横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年 3 月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料)

第 6 条 法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和 26 年 12 月横浜市条例第 61 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 3 項の規定により任命権者が定めるその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 6 条の 2 第 1 項中「の規定により任命権者が定める同条第 3 項及び第 4 項に規定する職員以外の職員の」を「に規定する」に改め、同条第 2 項中「前条第 2 項」を「前条」に、「法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 14 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 20 条の 4 第 2 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 20 条の 8 見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第 1 項中「第 9 条」を「第 5 条、第 9 条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 2 項中「第 9 条」を「第 5 条、第 9 条」に改める。

附則に次の 8 条を加える。

(給料月額等に関する経過措置)

第43条 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条から第5条までの規定により当該職員の属する職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

2 前項の規定により降給された職員には、その旨を通知するものとする。

第44条 前条の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- (2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年 月横浜市条例第 号）第1条の規定による改正前の横浜市一般職職員の定年等に関する条例（昭和58年3月横浜市条例第6号）第3条ただし書に規定する職員
- (3) 横浜市一般職職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する管理監督職を占める職員
- (4) 横浜市一般職職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前条の規定が適用されていた職員を

除く。)

第45条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、特定日に第43条第1項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この条において「特定日給料月額」という。）が降任等をされた日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この条において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

第46条 前条の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条の2第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前条の規定の適用については、同条中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条の2第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

第47条 第45条の規定による給料を支給される職員以外の第43条第1項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2条の規定に準じて

算出した額を給料として支給する。

第48条 第45条又は前条の規定による給料を支給される職員に対する第6条の2及び第12条第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と第45条又は第47条の規定により支給される給料の額との合計額」とする。

第49条 横浜市の県費負担教職員に係る給与負担等に伴う横浜市立学校の教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の整備等に関する条例（平成29年3月横浜市条例第13号）附則第3項から第7項までの規定による給料を支給される職員に対する第43条第1項の規定の適用については、同項中「応じた額」とあるのは「応じた額と横浜市の県費負担教職員に係る給与負担等に伴う横浜市立学校の教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の整備等に関する条例（平成29年3月横浜市条例第13号。以下「教職員勤務条件整備条例」という。）附則第3項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とし、第45条又は第47条の規定の適用については、これらの規定中「当該職員の受ける給料月額」とあるのは「当該職員の受ける給料月額と教職員勤務条件整備条例附則第3項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

第50条 第43条から前条までに定めるもののほか、第43条第1項の規定による給料月額、第45条の規定による給料その他第43条から前条までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職

員以外」に、

「

再任用職員		183,600	210,700	246,800	263,500	284,800	316,900	352,800	385,900
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」

を

「

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	183,600	210,700	246,800	263,500	284,800	316,900	352,800	385,900	

」

に改める。

別表第 2 中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

「

再任用職員		183,600	210,700	246,800	263,500	284,800	316,900	352,800
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」

を

「

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	183,600	210,700	246,800	263,500	284,800	316,900	352,800

」

」

に改める。

別表第 4 中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

「

再任用 職員		224,200	259,800	284,300	328,200	400,700
-----------	--	---------	---------	---------	---------	---------

」

を

「

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		224,200	259,800	284,300	328,200	400,700

」

に改める。

別表第 5 中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

「

再任用 職員		183,600	210,700	246,800
-----------	--	---------	---------	---------

」

を

「

定年前 再任用 短時間		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円

勤務職員		183,600	210,700	246,800
------	--	---------	---------	---------

に改める。

別表第 7 中

「

1 係長の職務
2 公の施設等の長等の職務
3 専任職の職務
1 課長補佐の職務
2 相当の知識、技術又は経験を必要とする公の施設等の長等の職務

」

を

「

1 係長の職務
2 公の施設等の長等の職務
3 専任職の職務
4 キャリアスタッフの職務
1 課長補佐の職務
2 相当の知識、技術又は経験を必要とする公の施設等の長等の職務
3 相当の知識、技術又は経験を必要とするキャリアスタッフの職務

」

に、

「

消防司令の職務
相当の知識、技術又は経験を必要とする消防司令の職務

」

を

「

1 消防司令の職務
2 専任職の職務
3 キャリアスタッフの職務
1 相当の知識、技術又は経験を必要とする消防司令の職務
2 相当の知識、技術又は経験を必要とするキャリアスタッフの職務

」

に改める。

(横浜市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第 8 条 横浜市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和47年 3 月横浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

付則に次の 1 項を加える。

3 給与条例第45条又は第47条の規定による給料を支給される職員に対する第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年 3 月横浜市条例第15号）第45条又は第47条の規定により支給される給料の額との合計額」とする。

(横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 9 条 横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（平成22年 3 月横浜市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 3 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改め、「占める職員」の次に「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加え、同条第 5 項中「地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正）

第 10 条 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和 31 年 12 月横浜市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条第 2 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 6 条中「職員を含む」の次に「。以下「育児短時間勤務職員等」という」を加える。

付則に次の 2 項を加える。

6 給与条例第 45 条又は第 47 条の規定による給料を支給される職員（次項の職員を除く。）に対する第 2 条第 3 項（第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第 2 条第 3 項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例第 45 条又は第 47 条の規定により支給される給料の額との合計額」とする。

7 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等であって、

給与条例第45条又は第47条の規定による給料を支給される職員に対する第6条の規定の適用については、同条中「給料月額を算出率で除して得た額」とあるのは、「給料月額と給与条例第45条又は第47条の規定により支給される給料の額との合計額を算出率で除して得た額」とする。

(横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第11条 横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書中「、短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正)

第12条 横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成4年3月横浜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第13条 横浜市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 横浜市一般職職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を

延長された管理監督職を占める職員

第 7 条の 2 第 2 号を次のように改める。

(2) 第 2 条第 2 号に規定する職員

第 7 条の 2 に次の 1 号を加える。

(3) 第 2 条第 3 号に規定する職員

第 8 条第 2 号中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 9 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 14 条 横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 28 年 4 月横浜市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 17 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

第 18 条第 1 項中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

(横浜市退職手当条例の一部改正)

第 15 条 横浜市退職手当条例（昭和 24 年 8 月横浜市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項、第 28 条の 6 第 1 項及び第 2 項、」を「第 22 条の 4 第 1 項及び第 22 条

の 5 第 1 項並びに」に改める。

第 3 条中「昭和 26 年 3 月横浜市条例第 15 号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第 7 条中「給料月額」の次に「（以下「退職日給料月額」という。）」を加える。

第 8 条第 2 項中「退職した日におけるその者の給料月額」を「退職日給料月額」に改める。

第 8 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第 8 条の 4 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第 7 条及び第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第 7 条及び第 8 条の規定により計算

した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第 7 条及び第 8 条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

第11条の 6 第 1 項第 2 号及び第 3 号、第11条の 7 第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第11条の 9 第 5 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の 4 条を加える。

(退職手当の基本額の特例)

第 3 条 給与条例第43条第 1 項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

第 4 条 当分の間、第 8 条の 4 の規定の適用については、同条中「ある場合」とあるのは、「ある場合（給与条例第43条第 1 項の規定による給料月額の減額改定によりその者の給料月額が減額された場合に限る。）」とする。

第 5 条 給与条例第45条又は第47条の規定による給料を支給される職員に対する第 8 条の 4 の規定の適用については、同条第 2 号中「退職日給料月額」とあるのは、「退職日給料月額と給与条例第45条又は第47条の規定により支給される給料の額との合計額」とする。

第 6 条 当分の間、第 9 条の規定の適用については、同条中「横浜市一般職職員の定年等に関する条例第 2 条の規定による定年

退職日」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年 月横浜市条例第 号）第 1 条の規定による改正前の横浜市一般職職員の定年等に関する条例第 3 条に規定する定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日」とする。

（横浜市一般職職員の再任用に関する条例の廃止）

第 16 条 横浜市一般職職員の再任用に関する条例（平成 13 年 2 月横浜市条例第 2 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 27 項の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

- 2 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第 1 条の規定による改正前の横浜市一般職職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第 1 条の規定による改正後の横浜市一般職職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超

えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧定年条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

- 3 任命権者は、基準日（施行日、令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年（新定年条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第 3 条に規定する定年（以下「旧条例定年」という。））を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新定年条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 4 新定年条例第 4 条第 3 項から第 5 項までの規定は、附則第 2 項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

- 5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日（以下この項から第 18 項までにおいて「特

定年齢到達年度の末日」という。)までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第10項において同じ。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項、次項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがあるもの

- 6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
 - (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の

末日は、前 2 項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

- 8 暫定再任用職員（附則第 5 項、第 6 項、第 10 項、第 11 項、第 13 項、第 14 項、第 16 項又は第 17 項の規定により採用された職員をいう。附則第 29 項を除き、以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 10 任命権者は、附則第 5 項の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 11 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、附則第 6 項の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 12 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。
- 13 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。附則第16項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 14 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第17項及び第26項において同

じ。)に達しているもの(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

15 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

16 任命権者は、附則第13項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、本市が組織する地方公共団体の組合における附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

17 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第14項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、本市が組織する地方公共団体の組合における附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの(新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により

、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

18 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

19 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

20 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

21 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

22 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める

年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

23 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第 5 項から第 18 項までの規定が適用される間における各年の 4 月 1 日（施行日を除く。）をいう。以下この項から第 25 項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

24 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

25 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職員は、附則第 23 項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 26 任命権者は、基準日（令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第 12 条に規定する年齢 60 年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第 12 条又は第 13 条第 1 項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第 12 条又は第 13 条第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢

)

27 令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(暫定再任用短時間勤務職員についての横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の適用に関する経過措置)

28 暫定再任用短時間勤務職員（附則第13項又は第14項の規定により採用された職員をいう。附則第35項、第37項、第39項及び第41項において同じ。）は、第 2 条の規定による改正後の横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 3 条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条の規定を適用する。

(暫定再任用職員についての外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の適用に関する経過措置)

29 暫定再任用職員（附則第 5 項、第 6 項、第10項又は第11項の規定により採用された職員をいう。）に対する第 5 条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第 2 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第63号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 5 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

(横浜市職員定数条例の一部改正に伴う経過措置)

30 第 6 条の規定による改正前の横浜市職員定数条例第 2 条第 2 項の規定は、令和14年 3 月31日までの間、なおその効力を有する。この場合において、同項中「地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 4 第 1 項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改

正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項及び第 2 項」とする。

（横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

31 第 7 条の規定による改正後の横浜市一般職職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第 43 条から第 50 条までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項及び第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

32 暫定再任用職員の給料月額、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される横浜市一般職職員の給与に関する条例第 4 条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第 4 条の 2 の規定によりその者の属する職務の級に応じた額とする。

33 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 20 条の 4 第 2 項及び第 20 条の 8 第 1 項の規定を適用する。

34 暫定再任用短時間勤務職員（附則第 13 項、第 14 項、第 16 項又は第 17 項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 6 条、第 6 条の 2 第 2 項及び第 14 条第 2 項の規定を適用する。

（暫定再任用短時間勤務職員についての横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の適用に関する経過措置）

35 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 9 条の規定による改正後の横浜市一般職職員の特殊

勤務手当に関する条例第 3 条の 2 第 3 項及び第 5 項の規定を適用する。

(暫定再任用職員についての横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の適用に関する経過措置)

- 36 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第10条の規定による改正後の横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例第 2 条第 2 項及び第 3 条第 2 項の規定を適用する。

(暫定再任用短時間勤務職員についての横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例の適用に関する経過措置)

- 37 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第11条の規定による改正後の横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例第 2 条第 3 項並びに第 3 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書の規定を適用する。

(暫定再任用職員についての横浜市一般職職員の休暇に関する条例の適用に関する経過措置)

- 38 暫定再任用職員は、第12条の規定による改正後の横浜市一般職職員の休暇に関する条例第 3 条第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同項の規定を適用する。

(暫定再任用短時間勤務職員についての横浜市職員の育児休業等に関する条例の適用に関する経過措置)

- 39 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第13条の規定による改正後の横浜市職員の育児休業等に関する条例第 8 条及び第 9 条第 2 項の規定を適用する。

(暫定再任用職員についての横浜市企業職員の給与の種類及び基

準を定める条例の適用に関する経過措置)

40 暫定再任用職員は、第14条の規定による改正後の横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下次項において「新企業職員給与等条例」という。）第18条第1項に規定する職員とみなして、同項の規定を適用する。

41 暫定再任用短時間勤務職員は、新企業職員給与等条例第2条第1項、第17条及び第18条第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、これらの規定を適用する。

（横浜市退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

42 暫定再任用職員に対する、第15条の規定による改正後の横浜市退職手当条例第2条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「の規定により採用された職員」とあるのは、「並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。

43 附則第5項から第25項まで及び第28項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

提 案 理 由

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年引上げに係る関係規定の整備を図るため、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定したいので提案する。

参 考

横浜市一般職職員の定年等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 定年制度（第 2 条—第 5 条）

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条—第 11 条）

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 12 条・第 13 条）

第 5 章 雑則（第 14 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下
「法」という。）第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 22 条の 5 第 1
条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3
項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項及び第 2 項並び
に第 28 条の 7の規定に基づき、一般職職員（以下「職員」という
。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 定年制度

（定年）

第 3 条 職員の定年は、年齢 $\frac{65 \text{ 年}}{60 \text{ 年}}$ とする。ただし、次の各号に掲げ
る施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は
、年齢 65 年とする。

(1) 病院及び診療所

(2) 保健所及び福祉保健センター

(3) 社会福祉施設

- (4) 前各号に定める施設以外の施設等で、医療業務を担当する部署等のあるもの
(定年による退職の特例)

第 4 条 任命権者は、定年に達した職員が第 2 条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第 9 条の規定により異動期間（同条第 1 項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第 6 条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあ
存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して 3 年を超える
ことができない。
- 3 任命権者は、第 1 項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第 1 項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第 2 項の規定により期限が延長された職員について、
第 1 項の期限又は第 2 項の規定により延長された期限が到来する前に第 1 項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとす
その期限を繰り上げて退職させる
ことができる。

(第 5 項省略)

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第 6 条 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める職は、横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月横浜市条例第 15 号

）第 18 条の 2 第 1 項及び横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 28 年 4 月横浜市条例第 27 号）第 12 条に規定する管理職手当を支給される職員が占める職（別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第 7 条 法第 28 条の 2 第 1 項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢 60 年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第 8 条 任命権者は、法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第 13 条、第 15 条、第 23 条の 3、第 27 条第 1 項及び第 56 条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第 10 条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第 15 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する標準職務遂行能力（次条第 3 項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員^①の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第 1 号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をするこ
と。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第 9 条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の 4 月 1 日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第 3 項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員^①の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員への他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員への他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当

該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に

は、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第 11 条 任命権者は、第 9 条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第 12 条 任命権者は、年齢 60 年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢 60 年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢 60 年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第 13 条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合の年齢 60 年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間

勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第 5 章 雑則

(雑則)

第 14 条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(第 1 項から第 6 項まで省略)

(定年に関する経過措置)

7 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における第 3 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65 年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	61 年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	62 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 年
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 年

8 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間において、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年 月横浜市条例第 号。以下「令和 4 年改正条例」という。）第 1 条の規定による改正前の第 3 条ただし書に規定する職員に対する第 3 条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65 年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

65 年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 9 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和 4 年改正条例第 1 条の規定による改正前の第 3 条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢 60 年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（附則別表省略）

別表（第 6 条）

- (1) 病院及び診療所
- (2) 保健所及び福祉保健センター

(3) 社会福祉施設

(4) 前 3 号に定める施設以外の施設等で、医療業務を担当する部署等のあるもの

横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（報告事項）

第 3 条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる会計年度任用の職を占める職員及び同法第 22 条の 4 第 1 項
第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

（第 1 号から第 11 号まで省略）

横浜市一般職職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（減給の効果）

第 3 条 法第 29 条第 1 項に規定する減給は、1 日以上 6 月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、報酬の額）の 10 分の 1 以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額

の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(第 2 項省略)

公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

(職員派遣)

第 2 条 (第 1 項省略)

2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

(4) 横浜市一般職職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により異動期間 (同条の規定により延長された期間を含む。) を延長された管理監督職を占める職員

(第 3 項から第 6 項まで省略)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

(職員の派遣)

第 2 条 (第 1 項省略)

2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任

用される職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条
の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用された者を
除く。）

（第 2 号省略）

- (3) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条に規定する条
地方公務員法第 22 条に
件付採用になっている職員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 12
0 号）第 59 条第 1 項の規定により官職に正式に採用されていた
者又は地方公務員法第 22 条の規定により横浜市以外の地方公共
団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き
職員として採用されたものを除く。）

（第 4 号省略）

- (5) 横浜市一般職職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により
異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長
された管理監督職を占める職員

(6)
(5) （本文省略）

横浜市職員定数条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（職員の定数）

第 2 条 （第 1 項省略）

2 前項各号に掲げる職員の定数の合計 45,742 人のうち地方公務員
法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項に規定する常時勤
務を要する職を占める職員の定数は、2,484 人とする。

$\frac{2}{3}$ 各農業委員会ごとの職員の定数は、前項第 7 号
第 1 項第 7 号の定数の範囲
内で規則で定める。

3
4 休職者、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 26 条の 4 第 1 項に規定する休業をしている職員、公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する条例（平成 13 年 12 月横浜市条例第 44 号）により派遣される職員、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年 3 月横浜市条例第 2 号）により派遣される職員及び専ら職員団体又は労働組合の業務に従事する職員並びに特別な技術を要する職務に従事するための研修を受ける職員で規則で定めるものは、第 1 項の定数外とする。

横浜市一般職職員の給与に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（定年前再任用短時間勤務職員の給料）
（再任用職員の給料）

第 6 条 法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）
法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級の級に応じた額に、横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和 26 年 12 月横浜市条例第 61 号。以下「勤務時間条例」という。）

）第 2 条第 3 項の規定により任命権者が定めるその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 再任用職員のうち法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和 26 年 12 月横

浜市条例第 61 号。以下「勤務時間条例」という。) 第 2 条第 3 項
の規定により任命権者が定めるその者の勤務時間を、同条第 1 項
の規定により任命権者が定める同条第 3 項及び第 4 項に規定する
職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする
—
。

(育児短時間勤務職員等の給料)

第 6 条の 2 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律
第 110 号。以下「育児休業法」という。) 第 10 条第 3 項の規定に
より同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員 (こ
育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職
員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。) の給料月額
は、第 4 条から第 5 条までの規定にかかわらず、これらの規定に
よる当該育児短時間勤務職員等の給料月額に、勤務時間条例第 2
条第 4 項の規定により任命権者が定める当該育児短時間勤務職員
等の 1 週間当たりの勤務時間を、同条第 1 項に規定する
の規定により任命権
者が定める同条第 3 項及び第 4 項に規定する職員以外の職員の勤
務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 前条
前条第 2 項の規定は、育児休業法第 18 条第 1 項の規定により採
用された定年前再任用短時間勤務職員
法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める
職員 (以下「任期付短時間勤務職員」という。) の給料月額につ
いて準用する。

(超過勤務手当)

第 14 条 (第 1 項省略)

2 定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期
再任用短時間勤務職員
付短時間勤務職員が、正規の勤務日において、正規の勤務時間を

超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が、勤務時間条例第 2 条第 1 項の規定により任命権者が定める勤務時間の 1 日当たりの勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。

(第 3 項及び第 4 項省略)

(義務教育等教員特別手当)

第 20 条の 4 (第 1 項省略)

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000 円を超えない範囲内において、職務の級及び号給 (定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級) の別に応じて、人事委員会規則で定める。

(第 3 項省略)

(定年前再任用短時間勤務職員等再任用職員等) についての適用除外)

第 20 条の 8 第 5 条、第 9 条、第 10 条、第 10 条の 3、第 10 条の 4 及び第 20 条の 3 の規定は、定年前再任用短時間勤務職員再任用職員には適用しない。

- 2 第 5 条、第 9 条、第 10 条、第 10 条の 3、第 10 条の 4、第 11 条の 2 及び第 20 条の 3 の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

附 則

(第 25 条から第 42 条まで省略)

(給料月額等に関する経過措置)

第 43 条 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日

後における最初の 4 月 1 日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 4 条から第 5 条までの規定により当該職員の属する職務の級及び号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

2 前項の規定により降給された職員には、その旨を通知するものとする。

第 44 条 前条の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- (2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年 月横浜市条例第 号）第 1 条の規定による改正前の横浜市一般職職員の定年等に関する条例（昭和 58 年 3 月横浜市条例第 6 号）第 3 条ただし書に規定する職員
- (3) 横浜市一般職職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する異動期間（同項又は同条第 2 項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第 6 条に規定する管理監督職を占める職員
- (4) 横浜市一般職職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員（同条例第 2 条に規定する定年退職日において前条の規定が適用されていた職員を除く。）

第 45 条 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた

職員であって、特定日に第 43 条第 1 項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この条において「特定日給料月額」という。）が降任等をされた日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この条において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

第 46 条 前条の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 4 条の 2 第 1 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前条の規定の適用については、同条中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 4 条の 2 第 1 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

第 47 条 第 45 条の規定による給料を支給される職員以外の第 43 条第 1 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前 2 条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第 48 条 第 45 条又は前条の規定による給料を支給される職員に対する第 6 条の 2 及び第 12 条第 2 項の規定の適用については、これら

の規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と第 45 条又は第 47 条の規定により支給される給料の額との合計額」とする。

第 49 条 横浜市の県費負担教職員に係る給与負担等に伴う横浜市立学校の教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の整備等に関する条例（平成 29 年 3 月横浜市条例第 13 号）附則第 3 項から第 7 項までの規定による給料を支給される職員に対する第 43 条第 1 項の規定の適用については、同項中「応じた額」とあるのは「応じた額と横浜市の県費負担教職員に係る給与負担等に伴う横浜市立学校の教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の整備等に関する条例（平成 29 年 3 月横浜市条例第 13 号。以下「教職員勤務条件整備条例」という。）附則第 3 項から第 7 項までの規定による給料の額との合計額」とし、第 45 条又は第 47 条の規定の適用については、これらの規定中「当該職員の受ける給料月額」とあるのは「当該職員の受ける給料月額と教職員勤務条件整備条例附則第 3 項から第 7 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

第 50 条 第 43 条から前条までに定めるもののほか、第 43 条第 1 項の規定による給料月額、第 45 条の規定による給料その他第 43 条から前条までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第 1 行政職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

定年 再任 前再 用職 任用 員以 短時 外 間勤 務職 員以 外の 職員	(省 略)							
	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
定年 再任 前再 用職 任用 員 短時 間勤 務職 員	円	円	円	円	円	円	円	円
	183,600	210,700	246,800	263,500	284,800	316,900	352,800	385,900

(備考省略)

別表第 2 消防職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 再任 前再 用職 任用 員以 短時 外 間勤 務職 員以 外の 職員		(省 略)						

定年 再任 前再 用職 任用 員 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		183,600	210,700	246,800	263,500	284,800	316,900	352,800

(備考省略)

別表第 4 教育職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 再任 前再 用職 任用 員以 短時 外 間勤 務職 員以 外の 職員		(省 略)				
		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		224,200	259,800	284,300	328,200	400,700

(備考省略)

別表第 5 技能職員等給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額

定年 再任 前再 用職 任用 員以 短時 外 間勤 務職 員以 外の 職員	(省 略)		
	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
定年 再任 前再 用職 任用 員 短時 間勤 務職 員	円 183,600	円 210,700	円 246,800

(備考省略)

別表第 7 等級別基準職務表

給料表	職務の級	基準となる職務
行政職員給料表	(省 略)	
	4 級	1 係長の職務 2 公の施設等の長等の職務 3 専任職の職務 4 <u>キャリアスタッフの職務</u>
	5 級	1 課長補佐の職務 2 相当の知識、技術又は経験を必要とする公の施設等の長等の職務 3 <u>相当の知識、技術又は経験を必要とするキャリアスタッフの職務</u>
(省 略)		

消防職員給料表	(省 略)	
	4 級	<u>1</u> 消防司令の職務 <u>2</u> 専任職の職務 <u>3</u> キャリアスタッフの職務
	5 級	<u>1</u> 相当の知識、技術又は経験を必要とする消防司令 の職務 <u>2</u> 相当の知識、技術又は経験を必要とするキャリア スタッフの職務
(省 略)		
(省 略)		

(備考省略)

横浜市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(定義)

第 2 条 (第 1 項省略)

2 この条例において「教育職員」とは、横浜市立学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法 第 22 条の 4 第 1 項 第 28 条の 5 第 1 項 に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。

付 則

(第 1 項及び第 2 項省略)

3 給与条例第 45 条又は第 47 条の規定による給料を支給される職員 に対する第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「給料

月額」とあるのは、「給料月額と横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月横浜市条例第 15 号）第 45 条又は第 47 条の規定により支給される給料の額との合計額」とする。

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（児童相談所児童福祉司等業務手当）

第 3 条の 2 （第 1 項及び第 2 項省略）

- 3 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項
第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の児童相談所児童福祉司等業務手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和 26 年 12 月横浜市条例第 61 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 3 項の規定により任命権者が定めるその者の勤務時間を、同条第 1 項の規定により任命権者が定める同条第 3 項及び第 4 項に規定する職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（第 4 項省略）

- 5 第 3 項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用された定年前再任用短時間勤務職員
地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に
規定する短時間勤務の職を占める職員の児童相談所児童福祉司等業務手当の額について準用する。

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例

（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(一般職職員の期末手当)

第 2 条 (第 1 項省略)

- 2 地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 22 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 4 第 1 項、第 22 条の 5 第 1 項 第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項 の規定により採用された職員 (以下「定年前再任用短時間勤務職員」再任用職員) に対する前項の規定の適用については、同項中「 100 分の 122.5 」とあるのは「 100 分の 67.5 」と、「 100 分の 102.5 」とあるのは「 100 分の 57.5 」とする。

(第 3 項から第 5 項まで省略)

(一般職職員の勤勉手当)

第 3 条 (第 1 項省略)

- 2 前項の場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
- (1) 職員のうち 定年前再任用短時間勤務職員 以外の職員 その者の 再任用職員 の前項の合計額にその者がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に 100 分の 92.5 (管理職員にあっては、100 分の 112.5) を乗じて得た額の総額
- (2) 職員のうち 定年前再任用短時間勤務職員 再任用職員 その者の前項の合計額に 100 分の 47.5 (管理職員にあっては、100 分の 57.5) を乗じて得た額の総額

(第 3 項から第 6 項まで省略)

(育児短時間勤務職員等についての特例)

第 6 条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 11 0 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての第 2 条第 1 項及び第 3 項（第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）並びに第 3 条第 1 項の規定の適用については、第 2 条第 1 項中「給料」とあるのは「給料の月額を横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和 26 年 12 月横浜市条例第 61 号）第 2 条第 4 項の規定により任命権者が定めるその者の 1 週間当たりの勤務時間を、同条第 1 項の規定により任命権者が定める同条第 3 項及び第 4 項に規定する職員以外の職員の勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）で除して得た額」とし、同条第 3 項中「給料」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」と、「給料月額」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額」とし、第 3 条第 1 項中「給料」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」とする。

付 則

（第 1 項から第 5 項まで省略）

6 給与条例第 45 条又は第 47 条の規定による給料を支給される職員（次項の職員を除く。）に対する第 2 条第 3 項（第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第 2 条第 3 項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例第 45 条又は第 47 条の規定により支給される給料の額との合計額」とする

7 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等であって、給

与条例第 45 条又は第 47 条の規定による給料を支給される職員に対する第 6 条の規定の適用については、同条中「給料月額を算出率で除して得た額」とあるのは、「給料月額と給与条例第 45 条又は第 47 条の規定により支給される給料の額との合計額を算出率で除して得た額」とする。

横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（勤務時間）

第 2 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

- 3 地方公務員法 第 22 条の 4 第 1 項
第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前 2 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 16 時間から 32 時間までの範囲内で、任命権者が定める。

（第 4 項省略）

（勤務を要しない日及び勤務時間の割振り）

- 第 3 条 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの 5 日間において、勤務を要しない日を設けることができるものとし、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの 5 日間において、勤務を要しない日を設けるものとする。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日に

つき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、定年
、短時
前再任用短時間勤務職員については 1 週間ごとの期間について、
間勤務職員
1 日につき 7 時間 45 分を越えない範囲内で勤務時間を割り振るも
のとし、育児短時間勤務職員等については 1 週間ごとの期間につ
いて、当該育児短時間勤務の内容に従い 1 日につき 7 時間 45 分を
超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(第 3 項及び第 4 項省略)

横浜市一般職職員の休暇に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(年次休暇)

第 3 条 年次休暇は、1 年について 20 日 (地方公務員法 第 22 条の 4
第 28 条の 5
第 1 項
第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の
育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 110 号) 第 10 条第 3 項
の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受け
た職員 (同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった
職員を含む。) にあつては、その者の勤務時間等を考慮し 20 日
を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数) とする。

(第 2 項から第 4 項まで省略)

横浜市職員の育児休業等に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(育児休業をすることができない職員)

第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げ
る職員とする。

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 横浜市一般職職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(4) (本文省略)

(3) (育児短時間勤務をすることができない職員)

第 7 条の 2 育児休業法第 10 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(第 1 号省略)

- (2) 第 2 条第 2 号に規定する職員
横浜市一般職職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により引き続いて勤務している職員
- (3) 第 2 条第 3 号に規定する職員

(部分休業を請求することができない職員)

第 8 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(第 1 号省略)

- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項
第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）並びに同法第 22 条の 2 第 1 項の会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）のうち勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める職員を除く。）

(部分休業の承認)

第 9 条 (第 1 項省略)

- 2 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）以外の職員に対する前項の承認については、1日につき、2時間（育児時間（横浜市一般職職員の休暇に関する条例第4条第1項第13号に規定する育児時間又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間をいう。以下同じ。）又は同条例第5条の2第1項に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）若しくは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない職員については、2時間から当該育児時間又は当該介護時間若しくは当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

（第3項省略）

横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（給与の種類）

- 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。

（第2項省略）

（非常勤職員の給与）

第 17 条 企業職員で常時勤務を要しないもの（法第 22 条の 4 第 1 項
第 28 条の 5 第 1 項
に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。）の給与につ
いては、職員の給与との均衡を考慮して、管理者が別に定める。

（特定の職員についての適用除外）

第 18 条 第 4 条、第 4 条の 3 及び第 4 条の 4 の規定は、法第 22 条の
第 28 条の
4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項
4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2
項の規定により採用された職員には適用しない。

2 第 4 条、第 4 条の 3、第 4 条の 4 及び第 5 条の 2 の規定は、育
児休業法第 18 条第 1 項の規定により採用された法第 22 条の 4 第 1
第 28 条の 5 第 1
項に規定する短時間勤務の職を占める職員には適用しない。

（第 3 項省略）

横浜市退職手当条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（職員の定義）

第 2 条 この条例において職員とは、次に掲げる者をいう。ただし
、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項（同
項第 2 号に掲げる職員にあつては、規則で定めるものを除く。）

第 22 条の 4 第 1 項及び第 22 条の 5 第 1 項並びに
第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項、第 28 条の 6 第 1 項及び
第 2 項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第
110 号）第 18 条第 1 項の規定により採用された職員並びに規則で
定める臨時の職員は除く。

（第 1 号から第 15 号まで省略）

（給料の定義）

第 3 条 この条例において給料とは、横浜市常勤特別職職員の給料

及び手当に関する条例第 3 条第 4 項及び第 10 条第 1 項、横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月横浜市条例第 15 号）以下「給与条例」という。）第 2 条第 1 項、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 10 月横浜市条例第 24 号）第 2 条並びに横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 28 年 4 月横浜市条例第 27 号）第 3 条第 1 項に規定する給料をいう。

（普通退職の場合の退職手当の基本額）

第 7 条 次条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職した日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続年数を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を合計して得た額とする。

（第 1 号から第 6 号まで省略）

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第 8 条 （第 1 項省略）

2 前項の規定にかかわらず、定年に達したことにより退職した者又はこれに準ずる理由で退職した者で市長が特に必要と認めたもののうち勤続年数が 20 年未満であるものに対する退職手当の基本額は、 $\frac{\text{退職日給料月額}}{\text{退職した日におけるその者の給料月額}}$ に、その者の勤続年数を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を合計して得た額とする。

（第 1 号、第 2 号及び第 3 項省略）

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第 8 条の 4 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定

(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。) 以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「変額日」という。)における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定変額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第 7 条及び第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定変額前給料月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと
し、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前給料月
額を基礎として、第 7 条及び第 8 条の規定により計算した場合
の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控
除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第 7 条及び第 8 条の規
定により計算した額であるものとした場合における当該退職
手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定変額前給料月額に対する割合

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第 11 条の 6 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれか

に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第 11 条の 4 第 1 項に規定する事情（当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響をいう。以下同じ。）及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

（第 1 号省略）

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第 29 条第 3 項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けた職員とき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用再任用職員短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたとき。

（第 2 項から第 6 項まで省略）

（退職をした者の退職手当の返納）

第 11 条の 7 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 11 条の 4 第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 11 条の規定による退職手当の支給を受けることができた者（以下「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、同条の規定により算出される金額（以下「失業手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

（第 1 号省略）

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用再任用職員短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）

について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき。

（第 2 項から第 6 項まで省略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第 11 条の 9 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き

続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に
再任用職員
対する免職処分を受けた場合において、第 11 条の 7 第 1 項の規定に
よる処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職
手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内
に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした
者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に
再任用職員
対する免職処
分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該
退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失
業手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる
処分を行うことができる。

（第 6 項から第 8 項まで省略）

附 則

（第 1 条及び第 2 条省略）

（退職手当の基本額の特例）

第 3 条 給与条例第 43 条第 1 項の規定による職員の給料月額の改定
は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

第 4 条 当分の間、第 8 条の 4 の規定の適用については、同条中「
ある場合」とあるのは、「ある場合（給与条例第 43 条第 1 項の規
定による給料月額の減額改定によりその者の給料月額が減額され
た場合に限る。）」とする。

第 5 条 給与条例第 45 条又は第 47 条の規定による給料を支給される
職員に対する第 8 条の 4 の規定の適用については、同条第 2 号中
「退職日給料月額」とあるのは、「退職日給料月額と給与条例第
45 条又は第 47 条の規定により支給される給料の額との合計額」と
する。

第 6 条 当分の間、第 9 条の規定の適用については、同条中「横浜市一般職職員の定年等に関する条例第 2 条の規定による定年退職日」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年 月横浜市条例第 号）第 1 条の規定による改正前の横浜市一般職職員の定年等に関する条例第 3 条に規定する定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日」とする。